時事新報

第千三百六十五號
明治十九年八月廿七日 金曜日
舊丙戌七月廿八日（己、未）
日出午前五時二十九分 日入午後六時三十四分
月出午前二時二十九分 月入午後四時四十二分
滿潮午前二時四十分 午後三時十九分
（西暦一千八百八十六年）

時事新報定價
一枚金三錢〇一箇月前金六十五錢〇三箇月前金一圓八十錢〇六箇月前金三圓四十錢〇一箇年前金六圓五十錢〇郵便稅一箇月金廿六錢〇一箇年金三圓十二錢〇左ニ掲グル各地ニ於テハ該地賣捌所ヨリ遞送無料ニテ配達致候（但本社ヨリ直接遞送スルモノハ此限ニアラズ）
●東京●横濱、神奈川、藤澤、大磯、小田原、函根七湯、韮山、修善寺、三島、沼津、原、吉原、興津、淸水、靜岡、濱松、島田、藤枝●大坂、京都、大津、和歌山●神戸、岡山、宮島、尾ノ道、廣島、鶴島、高知、下ノ關、長崎●名古屋、岐阜、岡崎、豊橋、四日市、桑名、津、松坂、山田●仙臺、福島、二本松、白石、石ノ巻、函館、青森、弘前●高崎、小諸、岩村田、上田●宇都宮、鹿沼、八王子、千住、越ケ谷、粕壁、杉戸、幸手、加須、熊谷●千葉、佐倉、東金、八幡、船橋、市川
其他同地近傍配達便宜ノ個所ハ同シク遞送料不申受候

時事新報廣告料前金一行ニ付

一行廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上十五日迄	十六日以上
自一行至十行	十錢	八錢	七錢二厘	六錢八厘
自十一行至三十行	九錢	七錢	六錢三厘	五錢九厘五毛
三十一行以上	八錢	六錢五厘	五錢八厘五毛	五錢五厘

時事新報

支那外交官に一言

恩に報ゆるに恩を以てし怨に報ゆるに怨を以てするハ今の世界の外交政略なり國の交際頻繁なる其際には恩の關係を生ぜざれば怨の關係を生ずるは勢の自然なるが故に外交の局面に當るものは成る可丈け其交際國の歡心を失はず平常我を德とするの念を起さしめて他日有事の時に其報酬を得ることを謀らざる可らず勿論國交際上には名譽の張り合ひ利益の取り遣り、國民の意氣地にて引くに引かれぬ場合もあり怨と結ぶと知りつゝも口に沫を吹き頻に青筋を張らすのみならず或は騷々しき取組合をも爲さゞる可らずと雖ども人の目前にて態と肩で風を切りチッに咳拂ひを爲して詰らぬ所に力瘤を膨らし所謂折介根性を滿足せしめんが爲めに直打もなき怨と結ぶなどは文明國交際上の禁句なりと知る可し目下西洋諸國の外交略は恩と怨との關係を以て組織するものにして東隣の強きを恐るれば常々深く西隣に結び置きてマサカの時は其應援を借り、借りたるものは之を德として他日之を返さんとし貸したるものは其返報の來るを待つ又我に無禮するものあれば事宜に因りて直に其怨を報せざるも其國の隙あるを見て追て怨の意趣返へしを爲すが如き恩と怨との性質次第に骨髓に徹して永く相忘れざるあり一飯の德、睚眦の怨、應報目前に決する者もあり斯くて恩の關係を以て交際をするものハ一旦緩急我味方を爲す者にして怨の關係あるものは笑中劍あるを免かれざれば一國の外交官たるものは戰時の中立應援等の大事は勿論平常の音問贈答等の禮數に於ても禮を重んじて他の歡心を破らざる可丈け恩の關係を以て交るの間柄と爲らんことを勉めざるを得ず西洋文明國の外交官が此點に關して其注意の特に綿密なるも亦謂れあるに非ざるなり

右の如く述べ來りたる處にて扨て日本と支那との交際如何と云ふにこの兩國は共に東洋の獨立國にして地理上より云ふも形勢上より云ふも其交際の頻繁なる可きは言を俟たず交際頻繁なれば恩の關係か或は怨の關係を生ずるは勢の自然と申すべし近年兩國の交際上には臺灣事件琉球談判を始めとして前後朝鮮の事變等あり其時々双方の人心を激して不平の鳴るもありしかども要するに睚眦の怨にして深く骨髓に徹する程の事にも非ざれば今日までの處にては格別の恩も怨もなしとして扨て今後の交際如何と豫想するに支那は特に恩の關係を以て日本に交らざる可らざるの事情ある者の如し支那若し如何樣かの行違にて今後再び先年の佛淸事件の如き者を惹き起すとあらんに其際日淸の間柄不和にして日本が支那の相手に向ひ應援加勢を公諾或は默諾して船の修繕、薪炭の供給、負傷者の療治等を許したらんか支那の困難は如何なる可きや國の存亡に掛けて容易ならざることならん左れば支那の外交官も平常日本の歡心を買ひ置きてマサカの時の便宜を謀らざる可らず例へば今度長崎に起りたる支那水兵の暴行一件の如き其曲、分明水兵に在るが故に被害者たる日本人は事實取調の上相當の要求を爲し支那の外交官は事實に對して其要求を滿足すると勿論ならんと信ずれども萬一支那にて我要求を滿足する能はざるが如き素振りもあらんには事件の小なるにも拘はらず大に日本人の好意を失ふことなしと云ふ可らず斯くて此等の事情の度重なる時は支那と日本との交際は或は互に怨を以て報ゆるの關係とも爲り支那の爲めに謀りて如何ばかりの國損なるやも知れず蓋し今回の長崎談判は後來に向て斯かる場合の先例を置くものなれば我國にては十分の要求を爲すこと勿論にして支那の外交官は後來兩國の關係を推想して此際大に我を滿足せしむべき返答を爲すに相違なかるべし我輩ハ念の爲めに當局者等の注意を促して今より其處置如何に刮目して居るものなり

官報

○勅令

朕裁判所位置及管轄區畫表中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治十九年八月二十四日
内閣總理大臣伯爵伊藤博文
司法大臣伯爵山田顯義

勅令第六十二號

明治十六年（一月）第二號布告裁判所位地及管轄區畫表中左ノ通改正ス

栃木始審裁判所ヲ宇都宮ニ移シ宇都宮始審裁判所ト改稱ス

栃木始審裁判所宇都宮支廳ヲ栃木ニ移シ宇都宮始審裁判所栃木支廳ト改稱ス

栃木始審裁判所管内栃木治安裁判所管轄郡名中（上下）都賀トアルヲ（上都賀ノ内、下都賀）ト改メ寒川安蘇足利ヲ合セテ宇都宮始審裁判所栃木支廳管内栃木治安裁判所ノ管轄トス

栃木始審裁判所宇都宮支廳管内宇都宮治安裁判所管轄郡名中河内ノ上（上都賀ノ内）ノ五字ヲ加ヘ河内芳賀塩谷那須ヲ併テ宇都宮始審裁判所管内宇都宮治安裁判所ノ管轄トス

新潟始審裁判所管内新潟治安裁判所管轄郡名中（西中南）蒲原トアルヲ（西中蒲原、南蒲原ノ内）ト改ム

新潟始審裁判所長岡支廳管内長岡治安裁判所管轄郡名中（南蒲原ノ内）ノ五字ヲ加フ

大阪始審裁判所管内天王寺治安裁判所ノ管轄タル東區ヲ中ノ島治安裁判所ノ管轄ニ改ム

大阪始審裁判所管内中ノ島治安裁判所管轄郡名中西成ノ下（ノ内木津川以西）ノ九字ヲ加フ

大阪始審裁判所管内天王寺治安裁判所管轄郡名中西成ノ内木津川以東）ノ九字ヲ加フ

○東京府達第百十七號　郡區役所　戸長役場

諸記名公債證書所有者ニ於テ元利賦金受取ノ爲メ其印鑑ヲ日本銀行本店ヘ差出スヘキ節ニ付右印影證明ノ儀申出タルトキハ奥書ヲ與フヘシ

但改姓名代換リ改印等ノトキ又ハ新ニ公債證書ヲ讓受買入タルモノ印鑑差出ノ節モ本文同樣取計ヘシ

明治十九年八月二十六日　東京府知事高崎五六

○東京府告示第七十三號

諸記名公債證書ノ元利賦金支拂方ハ來ル十一月一日ヨリ日本銀行本店ニ於テ取扱候ニ付證書所有者ハ印鑑ヘ住所姓名ヲ記シ區戸長ノ證明ヲ受ケ來ル十月十五日マテニ該店ヘ差出スヘシ

明治十九年八月二十六日　東京府知事高崎五六

○流行地虎列剌

流行地	月日	新患	新舊死亡
京都府 内上下兩京區ニ新患二人新舊死亡二人	八月二十四日	二十八人	八人
大坂府 内四區西成郡ニ新患百二十二人新舊死亡七十二人	同	百七十八人	百七人
神奈川縣 内横濱區ニ新患十六人新舊死亡七十七人	同	六十四人	六十一人
兵庫縣 内神戸區ニ新患四 新舊死亡四人	同	二十二人	十六人
三重縣	同	八人	八人
福井縣	同	百四十四人	八十五人
岡山縣	同	二十二人	十五人
廣島縣	同	五十六人	三十八人
山口縣	同	十三人	十二人
和歌山縣	同	十八人	十六人
愛媛縣	同	三十五人	二十九人
福岡縣	同	二十五人	十八人
小計新患六百五人新舊死亡四百五人			
長崎縣 内長崎區ニ新患十一人新舊死亡六人	八月二十三日	十八人	九人
新潟縣 内新潟區ニ新患十人新舊死亡十一人	同	二百二十八人	百三十三人
富山縣	同	百四十七人	六十四人
島根縣	同	二十八人	四人
山口縣	同	十七人	五人
高知縣	八月二十日	二十一人	二十六人
	同二十一日	五人	五人
	同二十二日	十一人	二十人
	以上三日分ハ總計外トス		
	同二十三日	二十三人	九人
佐賀縣	同	十三人	十八人
小計新患四百七十八人新舊死亡二百三十四人			
合計新患千七十九人			新舊死亡六百三十九人

○流行地外虎列剌　北海道札幌地方去る二十二日より二十四日迄新患六十八人、新舊死亡三十六人」埼玉縣去る二十四日新患二十一人、新舊死亡十八人」群馬縣去る二十五日新患二人、死亡二人」愛知縣去る二十一日二十二日新患十八人、死亡十八人」栃木縣去る二十三日新患四人、新舊死亡四人」山梨縣去る二十四日新患四十五人、死亡十二人」岐阜縣去る二十三日二十四日新患八人、新舊死亡五人」長野縣去る二十三日二十四日新患百五十七人、新舊死亡六十四人」福島縣去る二十三日新患九人、新舊死亡八人」青森縣去る二十四日新患三十九人、死亡二十二人」秋田縣去る二十四日新患百二十八人、新舊死亡五十三人、山形縣去る二十四日新患六十八人」鳥取縣去る二十三日新患二十四人、新舊死亡十六人

○東京府患者週報　東京管内に於て去る十三日正午より午後十二時迄一週間虎列剌患者總數左の如し

患者總數　千四百四十五人　舊患死亡　四百六十三人　新患死亡五百八人

○虎列剌患者週報　本月二日より八日に至る一週間大坂府外一府九縣の虎列剌患者員數は曩に官報第九百三十七號を以て報告せしが其の後本週間に發生したる患者員數は左表の如し而して本週に至り著しく患者總數の增加せし所以は東京府、神奈川縣各郡、新潟、千葉、福井、島根、高知、福岡、佐賀、七縣の新に流行地と認定せられたるを以てなり

流行地	月日	患者	死亡	患者每百ニ付死亡比例
東京府	自八月九日至同月十五日	一、三四三	七五八	五六・四四
京都府	同	六〇	六〇	一〇〇・〇〇
大坂府	同	一、二四二	九一一	七三・三五
神奈川縣	同	五八〇	三五九	六一・九〇
兵庫縣	同	三五六	二七二	七六・四〇
長崎縣	同	二三二	一四六	六二・九三
新潟縣	同	一、二三四	六六二	五三・六五
千葉縣	同	五三八	三三九	六三・〇一
三重縣	同	九四	五九	六二・七七
福井縣	同	六三〇	三七一	五八・八九
富山縣	同	九二八	四九九	五三・七七
島根縣	同	一八七	一〇四	五五・六一
岡山縣	同			
廣島縣	同			
山口縣	同			
和歌山縣	同			
愛媛縣	同			
高知縣	同			
福岡縣	同			
佐賀縣	同			
合計				

雜

○水雷發射法
英國式にて厭
りてより佛式
りと此の火藥
益ある由左の
塞空氣發射器
は火藥發射器

○新發明の水
近頃製造に取
のにして其色
藥（Brown co
器の歴史上に
一從來の木炭
調合物なる硝
れ物料の化合
藥の製造法と
驗の效果は節
くして且つ速
密封されざる
の爆發極めて
造所長ハール
係る英國並に
又伊太利及其
ば該火藥は何
裝するときは

○日本癖に偏
員なるハール
よは往々日本
も日本化し去
駁したる由な
にして換徴す
はとかく戯作
に男女の人物
像を描出した
りされば日本
い此上もあき

○丸龜通信
少將、後備軍
田香川郡に於
發顯式に臨
企にて徴兵の
目的とあすも
を以て來る十
縣知事臨場の
學務課長が出
高知に至る
り大に延引し